

## 奥州市監査委員告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年12月28日

奥州市監査委員 千葉 永  
奥州市監査委員 千葉 洋一  
奥州市監査委員 加藤 清

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の実施期日

予備監査 令和3年9月30日及び10月1日

本監査 令和3年10月4日

#### (2) 監査の対象とした部課等（機関）名

小学校 前沢小学校、胆沢第一小学校、南都田小学校、若柳小学校、胆沢愛宕小学校  
衣川小学校及び衣里小学校

中学校 前沢中学校、胆沢中学校及び衣川中学校

#### (3) 監査の対象とした事項及び範囲

令和3年度（令和3年4月1日から令和3年8月31日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部令和2年度分についても対象とした。

#### (4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

### 2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
前沢小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢第一小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
南都田小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
若柳小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢愛宕小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣里小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

前沢中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。